

事業活動の賠償責任リスクをワイドに補償

# 総合賠償責任保険

ワイドプラン用



NIPPONKOA  
INSURANCE

日本興亜損保

NKSJグループ

2010年4月改定

包括的リスク補償で  
ワイドな安心を。



環境大臣認定  
エコ・ファースト企業

# 事業活動における 賠償事故を ワイドにフォロー!



企業をとりまく3つの賠償責任リスクを  
補償する日本興亜損保の

# 総合賠償責任保険

企業の賠償  
責任リスクは、  
3つの種類に  
分けられます。



施設・業務遂行リスク



製造物・完成(引渡)作業リスク



受託物リスク

リスクごと、業務ごとの保険手配は必要ありません。<sup>\*1</sup>  
日本興亜損保の総合賠償責任保険は、3つの賠償責任リスク<sup>\*2</sup>、  
すべての業務<sup>\*3</sup>が対象となります。

<sup>\*1</sup> 海外リスクや、国家資格が存在し有資格者のみが行うことのできる業務などは除きます。

<sup>\*2</sup> 対象とするリスクを特定することも可能です。

<sup>\*3</sup> 対象とする業務を特定することも可能です。

3つの賠償責任リスクを補償

すべての  
業務が対象

施設・業務遂行  
リスク

製造物・  
完成(引渡)作業  
リスク

受託物  
リスク

総合賠償責任保険では、次の1から5までの要件をすべて満たす場合に保険金をお支払いします。<sup>\*4</sup>

- |      |   |
|------|---|
| 要件 1 | 貴社の業務上の事故が発生すること。   |
| 要件 2 | 他人の身体の障害 <sup>*5</sup> または財物の損壊 <sup>*6</sup> 、人格権侵害 <sup>*7</sup> または宣伝障害 <sup>*8</sup> が発生すること。 |
| 要件 3 | 被保険者 <sup>*9</sup> に法律上の損害賠償責任が発生すること。 <sup>*10</sup>   |
| 要件 4 | 法律上の損害賠償責任の負担により被保険者 <sup>*9</sup> に財産上の損害が発生すること。  |
| 要件 5 | 保険金をお支払いできない場合に該当する事故や損害でないこと。 <sup>*11</sup>   |

<sup>\*4</sup> 第三者医療費用につきましては、P.9の「ご契約いただく保険の内容」をご覧ください。

<sup>\*5</sup> P.9の「ご契約いただく保険の内容」の<sup>\*1</sup>をご覧ください。

<sup>\*6</sup> P.9の「ご契約いただく保険の内容」の<sup>\*2</sup>をご覧ください。

<sup>\*7</sup> P.9の「ご契約いただく保険の内容」の<sup>\*6</sup>をご覧ください。

<sup>\*8</sup> P.9の「ご契約いただく保険の内容」の<sup>\*7</sup>をご覧ください。

<sup>\*9</sup> 被保険者の範囲につきましては、P.8の「ご契約方法」をご覧ください。

<sup>\*10</sup> 結果的に被保険者に損害賠償責任がないことが判明した場合でも、争訟費用などに対する保険金は、お支払いの対象となります。(最終面の「お支払いする保険金の種類と内容」をご覧ください。)

<sup>\*11</sup> P.10の「保険金をお支払いできない主な場合」をご覧ください。

## Option オプション補償

補償内容を充実させるオプション補償で、さらにきめ細かく事業活動を  
フォローします。

(P.5、P.6の「補償内容を充実させるオプション補償」をご覧ください。)

※このパンフレットは、総合賠償責任保険ワイドプランをご案内するものです。スリムな補償内容で保険料が割安な「エコノミープラン」もご用意しています。(別途専用パンフレットをご用意しておりますので、取扱代理店または日本興亜損保までお問い合わせください。)

# 事業活動をバックアップする



## 施設・業務遂行リスク

- ①貴社が所有、使用または管理する施設
  - ②貴社の業務の遂行
- が原因で、他人にケガをさせたり、他人の物をこわしたり、他人の名誉を毀損したことなどにより法律上の損害賠償責任を負担される場合に被る損害に対して、保険金をお支払いします。

※製造物・完成(引渡)作業リスクおよび受託物リスクで補償対象となる損害を除きます。



## 製造物・完成(引渡)作業リスク

- ①貴社が製造、販売または供給した製品・商品など
  - ②貴社が引き渡した作業
- が原因で、他人にケガをさせたり、他人の物をこわしたことにより法律上の損害賠償責任を負担される場合に被る損害に対して、保険金をお支払いします。



## 受託物リスク

次の①から④までの他人の物をこわしたり、盗まれたことにより、その財物の所有者に対して法律上の損害賠償責任を負担される場合に被る損害に対して、保険金をお支払いします。

- ①貴社が借用している財物
- ②作業(修理や清掃など)に使用される材料、部品、装置、設備など
- ③貴社が販売、保管または運送を目的として受託した財物
- ④貴社が行う作業の対象物のうち、貴社の施設内にある財物



# ワイドな補償

Option **オプション補償** 次のページへ

詳しくは、P.5、P.6の「補償内容を充実させるオプション補償」をご覧ください。

## ワイドプラン専用補償



店に来ていたお客様を万引犯と間違えて、不当に拘束した後、無実であることが判明した。

《人格権侵害・宣伝障害》

## ワイドプラン専用補償



建物の看板が鉄道線路上に落下したため、電車の運行ができなくなり、鉄道会社から喪失利益について損害賠償請求を受けた。

《滅失、損傷または汚損のない財物の使用不能被害》

## ワイドプラン専用補償



お客様が店内の階段で転んでケガをした。  
(損害賠償責任は発生しなかった。)

《第三者医療費用》

Option **オプション補償**

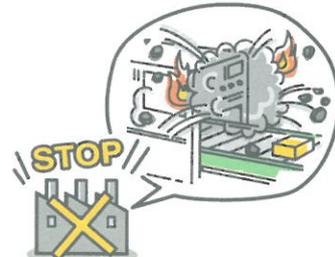
構内専用車リスク補償特約



屋根の修繕工事に不備があったため、工事後屋根が崩れ落ち、家財を破損させるとともに再度屋根の修繕を求められた。

**ワイドプラン専用補償** 《作業自体の損害》  
作業のやり直し費用に関する損害は、左記の《製造物自体の損害》と合算して、ご契約期間(保険期間)を通じて1,000万円または製造物・完成(引渡)作業リスク1事故保険金額の10%のいずれか低い金額が限度となります。

## ワイドプラン専用補償



製造、販売した食品加工機械が突然破損したため、納入先の食品メーカーが生産ラインをストップせざるを得なくなったとして、食品メーカーから喪失利益について損害賠償請求を受けた。

《滅失、損傷または汚損のない財物の使用不能被害》

Option **オプション補償**

食中毒・感染症危険利益補償特約

不良完成品等リスク補償特約

## 《販売・保管・運送受託物》



トラックからフォークリフトで貨物を荷卸し中、落下させこわした。

※貴社の業務が運送業の場合、輸送中の事故により受託した貨物に発生した被害については、専用商品(運送保険)でのお引受けとなります。

## 《作業受託物》



修理のため預かっていた家電製品を火災により焼失させた。

※修理ミス、加工ミスによる被害はお支払いの対象となりません。

Option **オプション補償**

受託自動車賠償責任補償約款

受託自動車使用不能被害賠償責任補償約款

借用不動産賠償責任補償約款

受託現金・貴重品賠償責任補償約款

# 補償内容を充実させるオプション

総合賠償責任保険では、「事業活動に、より適した補償を！」の声にお応えし、さまざまな



Option

## 施設・業務遂行リスク のオプション補償

### 構内専用車リスク補償特約

施設・業務遂行リスクでは補償対象外となる構内専用車\*1(倉庫内で使用するフォークリフトやゴルフ場のカートなど)の所有、使用または管理に起因する損害に対して、保険金をお支払いします。

\*1 貴社が所有、使用または管理する施設構内(不特定多数の人の出入りが禁止されている場所)専用の自動車です。

※構内専用車を対象として契約されるべきまたは契約されている自賠責保険などや契約されている自動車保険などがある場合には、その自賠責保険などおよび自動車保険などで支払われるべき保険金の額を超過する額のみが補償対象となります。



自社工場内でフォークリフトで作業中、来訪者をはね、ケガをさせた。



Option

## 製造物・完成(引渡)作業リスク のオプション補償

### 食中毒・感染症危険利益補償特約

食中毒やO-157などの特定の感染症が発生したことにより、営業が休止または阻害されたために生じた貴社の損失(喪失利益および収益減少防止費用)に対して、保険金をお支払いします。

※所轄保健所長への届出または保健所などの行政機関による施設の消毒などが行われることが必要となります。



食中毒が発生したため、営業停止となり、利益が減少した。

### 不良完成品等リスク補償特約

製造物・完成(引渡)作業リスクでは補償対象外となる次の1から3までのいずれかの製品・商品が不良品となったことに起因する損害に対して、保険金をお支払いします。

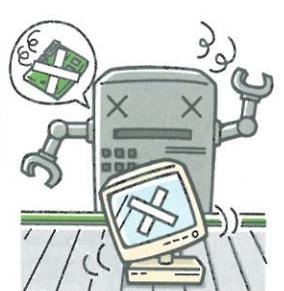
- 1 貴社の製品・商品または引き渡した作業に使用された材料を原材料・部品などとして製造または加工された他社の製品・商品
- 2 貴社が製造、販売または設置作業などをした製造機械や加工材料を用いて製造または加工された他社の製品・商品
- 3 貴社が製造、販売または組込作業をした制御装置が使用されている製造機械などにより、製造または加工された他社の製品・商品



販売したあんこが腐っていたため、そのあんこを使用して製造されたあんパンがすべて不良品になった。



パソコン製造機械の設置ミスにより、その機械により製造されたパソコンがすべて不良品になった。



販売したパソコン製造機械の制御装置に欠陥があり、その制御装置が使用された設備機械により製造されたパソコンがすべて不良品になった。

【ご注意】下記事例では「製造物自体の損害」および「作業自体の損害」は、お支払いの対象となりません。

この特約のセットをご希望の場合には、取扱代理店または日本興亜損保までご相談ください。対象とする製品・商品などの種類や対象とする作業の内容などによっては、この特約をセットいただけない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

# オプション補償

オプション補償をご用意しております。



## 受託物リスクのオプション補償

### 受託自動車賠償責任補償約款

次の1または2に該当する他人の自動車\*2をこわしたり、盗まれたことにより、その自動車の所有者に対して法律上の損害賠償責任を負担される場合に被る損害に対して、保険金をお支払いします。ただし、他人の自動車をこわした結果生じた代車費用などについてはお支払いの対象となりません。(右記の「受託自動車使用不能被害賠償責任補償約款」をセットいただくことによりお支払いの対象となります。)

- 1 保管施設内に保管されている自動車
- 2 貴社の業務の通常の遂行過程として一時的に保管施設外で管理されている自動車

\*2 原動機付自転車を含みます。なお、自動車および原動機付自転車に定着されている付属品を含みます。

※この補償約款をご契約いただけるのは、貴社の事業が次のいずれかの事業の場合に限ります。これら以外の事業の場合には、受託物リスクで補償対象となります。  
【対象事業】「自動車修理業」「駐車場業」「ガソリンスタンド業」



保管中の自動車を盗まれた。

### 受託自動車使用不能被害賠償責任補償約款

左記の「受託自動車賠償責任補償約款」では補償対象外となる他人の自動車\*3をこわした結果生じた代車費用など\*4について、その自動車の所有者に対して法律上の損害賠償責任を負担される場合に被る損害に対して、保険金をお支払いします。

\*3 原動機付自転車を含みます。なお、自動車および原動機付自転車に定着されている付属品を含みます。

\*4 事故の発生を自動車の所有者が知った日から、その日を含めて30日以内に発生した代車費用などに限ります。

ただし、事故の発生を自動車の所有者が知った日から、その日を含めて3日以内に発生した代車費用などの額は、お支払いの対象となりません。

※この補償約款をセットいただけるのは、受託自動車賠償責任補償約款をご契約いただいた場合に限ります。



保管中の自動車のドアミラーをこわしたため、修理代のほか、修理期間中の代車費用を請求された。

### 借用不動産賠償責任補償約款

受託物リスクでは補償対象外となる貴社が借用している不動産(事務所、店舗など)をこわしたことについて、その不動産の貸主または所有者に対して法律上の損害賠償責任を負担される場合に被る損害に対して、保険金をお支払いします。



賃借しているオフィスフロアでボヤを発生させ、フロアを焼損させた。

### 受託現金・貴重品賠償責任補償約款

受託物リスクでは補償対象外となる受託現金・貴重品(貨幣、紙幣、有価証券、宝石、貴金属、美術品、骨董品その他これらに類する財物)をこわしたり、盗まれたことにより、その受託現金・貴重品の所有者に対して法律上の損害賠償責任を負担される場合に被る損害に対して、保険金をお支払いします。



フロントで預かった現金を盗まれた。

# 事故発生から解決までのさまざまな場面でお役に立ちます。

事故発生から解決までの流れ	お支払いする保険金*1
<b>1 事故発生</b> 応急手当 事故現場の整理・片づけ 	<ul style="list-style-type: none"> <li>●初期対応費用 事故現場保存費用、事故原因調査費用、事故現場の片づけ費用など</li> <li>●損害防止費用 損害の発生および拡大の防止のための応急手当、緊急措置費用など</li> <li>●権利保全費用 被保険者が第三者に対して、損害賠償請求権を有する場合に、その権利の保全または行使に必要な手続きをするために被保険者が支出した費用</li> </ul>
<b>2 負傷者(被害者)の発生</b> 治療費負担 	<ul style="list-style-type: none"> <li>●第三者医療費用 <b>ワイドプラン専用補償</b> 貴社施設内などで第三者*2が負傷した場合の医療費用など(被保険者の損害賠償責任の有無を問いません。)</li> </ul>
<b>3 被害者宅への訪問</b> 見舞金(見舞品)負担 	<ul style="list-style-type: none"> <li>●対人見舞費用・対物臨時費用 <b>ワイドプラン専用補償</b> 対人事故または対物事故(受託物リスクおよび受託物リスクのオプション補償で対象となる事故以外)が発生した場合の見舞金、見舞品購入費用など</li> </ul>
<b>4 争訟への対応</b> 裁判準備 	<ul style="list-style-type: none"> <li>●争訟対応費用 文書作成費用、増設コピー機の賃借費用、事故の再現実験費用など</li> </ul>
<b>5 解決</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>①示談による解決 弁護士費用・示談金</li> <li>②判決の結果 弁護士費用・損害賠償金</li> </ul>  	<ul style="list-style-type: none"> <li>●争訟費用 損害賠償責任の解決のために支出した訴訟費用、仲裁費用、和解費用、調停費用または弁護士費用</li> <li>●損害賠償金 事故の結果、被保険者が損害賠償責任を負担されることにより支払うべきものをいいます。</li> <li>■対人事故 身体に障害を被った被害者の逸失利益、入院費などの治療費、休業補償費、慰謝料など</li> <li>■対物事故 こわした財物の修理費用、修理不能の場合の交換価額など</li> <li>■人格権侵害 プライバシーの侵害などに起因する慰謝料など</li> <li>■宣伝障害 <small>ひぼう</small> 他人の商品の誹謗または中傷の結果生じた他人の利益の減少など</li> </ul>

\*1 お支払限度額や費用の支出の際に日本興亜損保の同意などが必要となる場合があります。詳しくは、最終面「お支払いする保険金の種類」をご覧ください。  
 \*2 貴社およびその下請人ならびにこれらの方の役員および従業員を除きます。

●協力費用  
日本興亜損保が損害賠償請求の解決にあたる場合に、日本興亜損保の求めに応じて、被保険者がこれに協力するために要した費用のうち、直接支出した費用

## 保険金のお支払いについて

○保険金のうち損害賠償金については、次の①または②の場合にお支払いします。

- ①被保険者が損害賠償請求権者(被害者)に対して、損害を賠償された場合。ただし、賠償された金額を限度として保険金をお支払いします。
- ②被保険者が損害賠償請求権者(被害者)に対して、損害を賠償される前である場合には、次のア.からウ.までのとき。
  - ア. 日本興亜損保から損害賠償請求権者(被害者)に対して直接保険金をお支払いすることを、被保険者が指図されたとき。
  - イ. 損害賠償請求権者(被害者)が先取特権\*を行使されたとき。
  - ウ. 被保険者に対して保険金をお支払いすることを損害賠償請求権者(被害者)が承諾されたとき。

\*損害賠償請求権者(被害者)は、被保険者の他の債権者より優先して、この保険でお支払いする損害賠償金から弁済を受けることができる権利を有しています。

○上記②ア. またはイ. の場合において、損害賠償金と損害賠償金以外の保険金の合計額がご契約金額(保険金額)を超えるときは、損害賠償金を優先してお支払いします。

## 事故が発生した場合のお手続き

- ただちにご連絡ください。  
万一事故が発生した場合には、次のいずれかにただちにご連絡ください。ただちにご連絡をいただけないと、保険金を削減してお支払いする場合がありますのでご注意ください。
  - ・取扱代理店(ご連絡先は、ご契約後にお届けする保険証券に記載しています。)
  - ・事故受付センター 0120-250-119 じこを 119番 (受付時間:24時間×365日)
- 必ずご相談ください。  
損害賠償請求権者(被害者)からの損害賠償請求に対して、被保険者がその全部または一部を承認される場合には、必ず事前に取扱代理店または日本興亜損保までご連絡ください。もし日本興亜損保の承認なしに示談されると、保険金を削減してお支払いする場合がありますのでご注意ください。
- 事故のご連絡をいただいた場合には、取扱代理店または日本興亜損保より保険金請求手続きに関してご案内いたします。
- 事故の解決のために取扱代理店および日本興亜損保が行う手続きおよび援助について  
事故が起きた場合には、取扱代理店および日本興亜損保は、被保険者と損害賠償請求権者(被害者)との示談交渉に関するご相談の受け付けなど、事故解決のためのお手伝いをいたします。ただし、取扱代理店および日本興亜損保は、損害賠償請求権者(被害者)との示談交渉をお引き受けすること(示談代行)はできませんのでご了承ください。
- 保険金請求権につきましては時効(3年)がありますので、ご注意ください。

# ご契約方法

## ご契約期間 (保険期間)

1年間

ご契約期間(保険期間)中に発生した対人事故・対物事故、ご契約期間(保険期間)中の行為に起因して発生した人格権侵害・宣伝障害が対象となります。製造物・完成(引渡)作業リスクについては、ご契約期間(保険期間)中に損害賠償請求があったもののみを対象とする方式も可能です。なお、ご契約期間(保険期間)は、初日の午後4時に始まり、末日の午後4時に終了します。

## 保険適用地域

日本国内のみ

日本国内で発生した対人事故・対物事故、人格権侵害・宣伝障害が対象となります。海外における事故については、原則として現地(海外)でのお引受けとなります。詳しくは、取扱代理店または日本興亜損保までお問い合わせください。

## 保険の対象となる業種

すべての業種

ただし、一部の業種を除きます。  
《除外となる主な業務》  
●医師の医療業務 ●その他国家資格が存在し、有資格者のみが行うことのできる業務など

## 保険の対象となるリスク

貴社の事業活動全般の賠償責任リスク(施設・業務遂行リスク、製造物・完成(引渡)作業リスク、受託物リスク)が対象となります。

※一部の事業活動のみを対象とすることや、特定の賠償責任リスクのみを対象とすることも可能です。ただし、施設・業務遂行リスクまたは製造物・完成(引渡)作業リスクのいずれかをご契約いただく必要があります。

**基本契約**

対人事故・対物事故



**ワイドプラン専用補償**

人格権侵害  
宣伝障害  
第三者医療費用 など

+

**Option  
オプション**

補償内容の拡大、縮小など、  
貴社のニーズにあわせて  
ご契約いただけます。

## 被保険者の範囲

総合賠償責任保険の被保険者(ご契約いただいた保険の補償を受けられる方)は、補償区分により次のとおりとなります。

補償区分	貴社	貴社の役員・従業員	貴社の下請人*1	貴社の下請人*1の役員・従業員	工事の発注者
施設・業務遂行リスク	○	○	○	○	○*2
製造物・完成(引渡)作業リスク、受託物リスク	○	○	○	○	×
第三者医療費用、食中毒・感染症危険利益補償特約	○	×	×	×	×
受託自動車賠償責任補償約款、受託自動車使用不能被害賠償責任補償約款	○	○	×	×	×
上記以外*3	○	○	○	○	×

\*1 貴社が他人から請け負った業務の一部または全部の完成を貴社から請け負った業者をいいます。(複数段階の請負は含みますが、単なる取引先や業務委託先は含まれません。)

\*2 貴社の業務が元請負工事の場合に限ります。なお、発注者には、工事業者を含まません。

\*3 補償区分により異なる場合がありますので、詳しくは適用される補償約款または特約をご覧ください。

## ご契約金額 (保険金額)

1回の事故またはご契約期間(保険期間)を通じてお支払いする保険金の限度額です。貴社が必要とされる金額を設定いただけます。なお、設定にあたっては、対人事故・対物事故共通(合算)のご契約金額(保険金額)とすることや対人事故・対物事故ごとに別々のご契約金額(保険金額)とすることができます。また、保険金の種類、オプション補償の内容によって、お支払いする保険金の限度額を個別に設けています。

## 自己負担額(免責金額)

ご契約いただいた保険で保険金をお支払いする事故が生じた場合に、被保険者に自己負担いただく額をいいます。ご契約の際には自己負担額(免責金額)を設定いただけます。

受託物リスク、受託自動車賠償責任補償約款、借用不動産賠償責任補償約款および受託現金・貴重品賠償責任補償約款については、それぞれ次の金額を下回る設定はできません。

【◎受託物リスク／1万円 ◎受託自動車賠償責任補償約款／5万円 ◎借用不動産賠償責任補償約款／3万円 ◎受託現金・貴重品賠償責任補償約款／1万円】

なお、受託自動車使用不能被害賠償責任補償約款については、自己負担額(免責金額)は適用されませんが、事故の発生を自動車の所有者が知った日からその日を含めて3日以内に生じた代車費用などについてはお支払いの対象となりません。詳しくは、P.10の「保険金をお支払いできない主な場合」をご覧ください。

なお、保険金の種類によっては自己負担額(免責金額)が適用されないものがありますので、詳しくは、最終面の「お支払いする保険金の種類と内容」をご覧ください。

## ご契約にあたって

1 貴社の業務内容をお聞かせください。

2 保険料算出の基礎数値をお聞かせください。

総合賠償責任保険では、貴社の直近会計年度の売上高(消費税込み)またはご契約時の施設の面積などの「保険料算出の基礎数値」をご申告いただき保険料を算出します。貴社の業務内容やご契約内容により、ご申告いただく保険料算出の基礎(計算対象時期、対象範囲、種類および単位)が異なります。詳しくは取扱代理店または日本興亜損保までお問い合わせください。

なお、保険料算出の基礎の種類が売上高(消費税込み)、請負金額(消費税込み)、人数、賃金などの場合には、ご契約に際して、次の①および②の資料のご提出をお願いいたします。

① 保険料算出の基礎数値をご記入いただいた所定の「保険料算出の基礎数値に関する申告書」

② 上記①の数値の根拠となる資料

新規事業の場合で、保険料算出の基礎の種類が売上高(消費税込み)、入場者数、賃金などのときは、ご契約期間(保険期間)中の見込みの数値が保険料算出の基礎数値となります。ご契約時にはご契約時点における見込みの数値に基づき算出した暫定の保険料をお払い込みいただき、ご契約期間(保険期間)終了後に、実際の数値に基づき算出した確定の保険料との差額を精算します。

身体の障害・財物の損壊に関する事由

日本国内で発生した記名被保険者(契約申込書の被保険者欄に記載される方をいいます。以下同じです。)の業務上の偶然な事故に起因して、ご契約期間(保険期間)中に発生した他人の身体の障害\*1または財物の損壊\*2について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担されることによって被る損害のうち、次に掲げる損害に対して、保険金をお支払いします。

\*1 人のケガや病気をいいます。これらによって後遺障害が生じた場合および亡くなられた場合を含みます。(以下同じです。)

\*2 有体物の滅失、損傷または汚損(以下これらを「損傷等」といいます。)です。受託物リスクについては紛失、盗取および詐取を含みます。またこれらに起因するその有体物が使用できないことによる被害(以下「使用不能被害」といいます。)を含みます。(以下同じです。)

補償区分	内 容
施設・業務遂行リスク	次の①または②に掲げる損害に対して、保険金をお支払いします。ただし、製造物・完成(引渡)作業リスクおよび受託物リスクに該当する損害を除きます。 ①契約申込書に記載される「記名被保険者が所有、使用または管理する施設」に起因する損害 ②契約申込書に記載される「記名被保険者の業務」の遂行に起因する損害 契約申込書に「対物保険金額または対人・対物共通保険金額」を記載される場合には、損傷等が生じることなく発生した他人の財物の使用不能被害に起因する損害に対しても、保険金をお支払いします。
OP 構内専用車リスク補償特約	記名被保険者が所有、使用または管理する施設のうち、不特定多数の者の出入りが禁止されている施設構内において、もっぱら施設構内のみで使用される自動車の所有、使用または管理に起因する損害に対して、保険金をお支払いします。
製造物・完成(引渡)作業リスク	次の①または②に掲げる損害に対して、保険金をお支払いします。 ①契約申込書に記載される「記名被保険者の製造物」に起因する損害 ②契約申込書に記載される「完成または引き渡された記名被保険者の作業」に起因する損害 契約申込書に「対物保険金額または対人・対物共通保険金額」を記載される場合には、次の③および④に対する損害に対しても、保険金をお支払いします。 ③記名被保険者の製造物または完成もしくは引き渡された記名被保険者の作業(以下これらを「製造物等」といいます。)が意図する用途に使用された後に、製造物等に急激かつ偶然な事故による損傷等が生じたことにより、損傷等が生じることなく発生した他人の財物の使用不能被害 ④製造物等自体の財物の損傷等。ただし、製造物等自体に損傷等が生じたことにより、他人の身体の障害または財物の損傷等が発生した場合に限りません。
OP 食中毒・感染症危険利益補償特約	次の①から③までに掲げる事由により、記名被保険者の営業が休止または阻害されたために生じた損失に対して、保険金をお支払いします。ただし、①および②については、法律の規定に基づき所轄保健所長に届出のあったものに限りません。 ①記名被保険者の営業施設(以下「営業施設」といいます。)における食中毒の発生または営業施設において製造、販売もしくは提供した食品に起因する食中毒の発生 ②営業施設における「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症(以下「特定感染症」といいます。)の発生 ③営業施設が食中毒または特定感染症の原因となる病原体に汚染された疑いがある場合における保健所その他の行政機関による営業施設の消毒その他の措置
OP 不良完成品等リスク補償特約	次の①から④までに掲げる財物に発生した財物の損壊について負担される損害賠償責任に起因する損害に対して、保険金をお支払いします。ただし、②および③については、発生した財物の損壊のうち製造物等の性能、効能または機能などに起因する財物の損壊に限りません。 ①製造物等が成分、原材料または部品などとして使用されている財物。ただし、製造物等が混ざったり、切り離すことができない場合または切り離すことにより切り離された財物を損傷等させた場合に限りません。 ②製造物等によって、または製造物等を用いて製造、生産または加工される財物 ③製造物等を制御装置として使用している財物により製造、生産または加工されるその他の財物
受託物リスク	契約申込書に記載される受託物*3に発生した財物の損壊に起因する損害に対して、保険金をお支払いします。ただし、受託物について正当な権利を有する者に対して負担される損害賠償責任に起因する損害に限りません。 *3 受託物とは次の①から④までに掲げる他人の財物をいいます。 ①借用財物：借用許可の有無を問わず、被保険者が借用している財物 ②支給材料等：記名被保険者などによって行われる作業に使用される材料もしくは部品または据え付けられるもしくは組み立てられる装置もしくは設備 ③販売・保管・運送受託物：記名被保険者などによって販売、保管または運送を目的として受託された財物 ④作業受託物：記名被保険者などによって行われる作業の対象物として、被保険者の所有、使用または管理する施設内にある財物
OP 受託自動車賠償責任補償特約	受託自動車*4に発生した財物の損壊に起因する損害に対して、保険金をお支払いします。ただし、受託自動車について正当な権利を有する者に対して負担される損害賠償責任に起因する損害に限りません。 *4 次の①または②に掲げる他人の自動車(自動車および原動機付自転車)をいいます。(以下同じです。) ①契約申込書に記載される施設(以下「保管施設」といいます。)内に保管されている自動車 ②記名被保険者の業務の通常の遂行過程として一時的に保管施設外で管理されている自動車 【ご注意】この補償特約をご契約いただけるのは記名被保険者の事業が「自動車修理業」「駐車場業」または「ガソリンスタンド業」の場合に限りません。これら以外の事業の場合には、受託物リスクで補償対象となります。
OP 受託自動車使用不能被害賠償責任補償特約	受託自動車の損傷等または紛失により発生したその受託自動車の使用不能被害に起因する損害に対して、保険金をお支払いします。ただし、受託自動車に損傷等または紛失が発生したことを自動車の所有者が知った日からその日を含めて4日以降かつ30日以内に発生した使用不能被害に限りません。 【ご注意】この補償特約をセットいただけるのは「受託自動車賠償責任補償特約」をご契約いただく場合に限りません。
OP 借用不動産賠償責任補償特約	被保険者が借用している契約申込書に記載される建物(以下「借用不動産」といいます。)の財物の損壊に起因する損害に対して、保険金をお支払いします。ただし、借用不動産について正当な権利を有する者に対して負担される損害賠償責任に起因する損害に限りません。
OP 受託現金・貴重品賠償責任補償特約	被保険者が管理する契約申込書に記載される他人の現金・貴重品*5(以下「受託現金・貴重品」といいます。)の財物の損壊(使用不能被害を除きます。)に起因する損害に対して、保険金をお支払いします。ただし、受託現金・貴重品について正当な権利を有する者に対して負担される損害賠償責任に起因する損害に限りません。 *5 貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、帳簿、宝石、貴金属、美術品、骨董品、勲章、き章、稿本、設計書、雛型その他これらに類する財物をいいます。

人格権侵害・宣伝障害に関する事由

ご契約期間(保険期間)中の記名被保険者の業務上の行為に起因して日本国内で発生した人格権侵害\*6または宣伝障害\*7について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担されることによって被る損害のうち、次の①または②に掲げる事由に起因する損害に対して、保険金をお支払いします。ただし、契約申込書の施設・業務遂行リスク欄に「対人保険金額または対人・対物共通保険金額」が記載される場合に限りません。

①契約申込書の施設・業務遂行リスク欄に記載される施設の所有、使用または管理

②契約申込書の施設・業務遂行リスク欄に記載される業務の遂行

\*6 次の①または②に掲げるいずれかの行為に起因する障害で、身体の障害および宣伝障害以外のものをいいます。

①不当な身体の拘束による自由の侵害または名誉毀損  
②口頭、文書、図画その他これらに類する表示行為による他人の誹謗、他人の商品、製品もしくはサービスの中傷または個人のプライバシーの権利の侵害

\*7 商品、製品またはサービスの宣伝に関する次の①から③までに掲げるいずれかの行為に起因する障害をいいます。

①口頭、文書、図画その他これらに類する表示行為による他人の誹謗、他人の商品、製品もしくはサービスの中傷または個人のプライバシーの権利の侵害  
②著作権(特許権、実用新案権、意匠権、商標権などの知的財産権を含みません。)、標記または標語の侵害  
③宣伝上の着想または営業の手法の不正な流用

【ご注意】個人情報(ご本人の)が漏洩したことまたはそのおそれが発生したことは、人格権侵害または宣伝障害に含まれません。(別途専用商品をご用意しております。詳しくは取扱代理店または日本興亜損保までお問い合わせください。)

第三者医療費用に関する事由

次の①または②に掲げる事故のいずれかによって第三者\*8が被った身体の障害に関し、記名被保険者が医療費用または葬祭費用を日本興亜損保の同意を得て支払うことによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。ただし、下記①の事故に起因する損害については、契約申込書の施設・業務遂行リスク欄に「対人保険金額または対人・対物共通保険金額」が記載される場合に、また下記②の事故に起因する損害については、契約申込書の製造物・完成(引渡)作業リスク欄に「対人保険金額または対人・対物共通保険金額」が記載される場合にかぎり、保険金をお支払いします。

①契約申込書の施設・業務遂行リスク欄に記載される「記名被保険者の業務」の遂行による事故ならびに「記名被保険者が所有または賃借する施設」およびその施設に隣接する道路上での事故

②契約申込書の製造物・完成(引渡)作業リスク欄に記載される製造物等による事故

\*8 記名被保険者およびその下請負人ならびにこれらの方の役員および従業員を除きます。

●保険金をお支払いできない主な場合

補償区分	内 容
共通	(1) ご契約者または被保険者の故意 (2) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動またはこれらに伴う秩序の混乱 (3) 放射線照射または放射能汚染 (4) 環境汚染。ただし、突発的な事故により、急激に拡散された汚染物質による場合はお支払いの対象となります。 (5) 地震、噴火、洪水、津波またはこれらに関連のある火災その他類似の事故 (6) アスベスト(石綿)もしくはアスベスト(石綿)を含む製品またはアスベスト(石綿)の代替物質もしくはその代替物質を含む製品の発ガン性その他の有害な特性による事故 (7) 医師、薬剤師、弁護士、建築士などの業務(資格の有無を問いません。) (8) 約定または合意によって加重された損害賠償責任 (9) 被保険者が、その父母、配偶者、子または同居の親族に対して負担する損害賠償責任 (10) 記名被保険者の業務上の事故により記名被保険者の役員、従業員などが被った身体の障害に対して負担する損害賠償責任 (11) 記名被保険者の所有物に発生した財物の損壊に対して負担する損害賠償責任 など
施設・業務遂行リスク固有	(1) 航空機、自動車、車両(原動力がもっぱら人力であるものを除きます。以下同じです。)または銃器の所有、使用または管理に起因する事故 <b>【ご注意】</b> 工事現場内にある建設用工作車(ダンプカーを除きます。)の所有、使用または管理に起因する事故については、 <b>構内専用車リスク補償特約</b> をセットいただくことによりお支払いの対象となります。 (2) 施設外にある船舶の所有、使用または管理に起因する事故 (3) 塵埃または騒音に起因する事故 (4) 基礎工事、地下工事などに伴う土地の沈下、隆起、移動もしくは土地の軟弱化または地下水の増減に起因する財物の損壊 (5) 記名被保険者が所有または賃借する施設から公共水域に流出した石油物質による財物の損壊 (6) 石油拡散防止費用に対して負担する損害賠償責任 (7) 損傷等が生じることなく発生した財物の使用不能被害のうち約定または合意に基づく債務の不履行(履行遅滞を含みます。)によるもの など
製造物・完成(引渡)作業リスク固有	(1) 被保険者の故意または重大な過失により、法令に違反して製造、販売もしくは提供した記名被保険者の製造物または法令に違反して行った記名被保険者の作業に起因する事故 (2) 回収措置を講じるために要した費用に対して負担する損害賠償責任 (3) 次の①から③までの財物に発生した財物の損壊。ただし、②および③については、発生した財物の損壊のうち製造物等の性能、効能または機能などに起因する財物の損壊に限ります。 ①製造物等が成分、原材料、部品などとして使用されている財物 ②製造物等によってまたは製造物等を用いて、製造、生産または加工される財物 ③製造物等を制御装置として使用している財物により製造、生産または加工されるその他の財物 <b>【ご注意】不良完成品等リスク補償特約</b> をセットいただくことによりお支払いの対象となります。 (4) 医薬品、医薬部外品、化粧品、農薬、食品などが意図する効能を発揮できなかったことにより発生した身体の障害 (5) 損傷等が生じることなく発生した財物の使用不能被害のうち約定または合意に基づく債務の不履行(履行遅滞を含みます。)によるもの など
食中毒・感染症危険利益補償特約固有	(1) ご契約者または被保険者の重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失による法令違反 (3) 労働争議中の暴力行為、破壊行為その他の違法行為または秩序の混乱 (4) 脅迫または恐喝などの目的をもって行われる被保険者の営業に対する妨害行為 など
受託物リスク固有(受託物リスクの各オプション補償共通)	(1) ご契約者、被保険者または被保険者の代理人が行い、または加担した受託物の盗取または詐取 (2) 被保険者、被保険者の代理人または被保険者の同居の親族が所有または私用する受託物に発生した財物の損壊 (3) 貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、帳簿、宝石、貴金属、美術品、骨重品、勲章、き章、稿本、設計書、雛型、その他これらに類する受託物に発生した財物の損壊 <b>【ご注意】受託現金・貴重品賠償責任補償約款</b> をご契約いただくことによりお支払いの対象となります。 (4) 受託物の瑕疵、自然の消耗もしくはその性質による蒸れ、腐敗、変質、変色、錆、汁濡れその他類似の事由または鼠食いもしくは虫食いに起因して受託物に発生した財物の損壊 (5) 原因がいかなるものであるかにかかわらず、自然発火または自然爆発に起因して受託物に発生した財物の損壊 (6) 屋根、扉、戸、窓、通風筒などから入る雨または雪などに起因して受託物に発生した財物の損壊 (7) 受託物である自動車、車両、船舶または航空機の無資格運転または酒酔い運転中の事故 (8) 被保険者が借用する不動産に発生した財物の損壊 <b>【ご注意】借用不動産賠償責任補償約款</b> をご契約いただくことによりお支払いの対象となります。 (9) 記名被保険者の業務が自動車修理業、駐車場業またはガソリンスタンド業の場合において、受託した自動車または原動機付自転車およびこれらの付属品に発生した財物の損壊 <b>【ご注意】受託自動車賠償責任補償約款</b> をご契約いただくことによりお支払いの対象となります。 (10) 修理機械または加工作業機械の破損、故障もしくは停止または修理ミスもしくは加工ミスにより受託物に発生した財物の損壊 <b>【ご注意】</b> 対象とする受託物の種類や作業内容によりましては、お支払いの対象とすることができません。ご希望の場合には取扱代理店または日本興亜損保までご相談ください。 など
受託自動車賠償責任補償約款固有	(1) 修理ミスまたは加工ミスにより発生した財物の損壊 (2) 受託自動車の使用不能被害。ただし、盗取または詐取の結果生じる使用不能被害はお支払いの対象となります。 <b>【ご注意】受託自動車使用不能被害賠償責任補償約款</b> をセットいただくことによりお支払いの対象となります。 (3) 受託自動車委託者に引き渡された後に発見された財物の損壊 など
受託自動車使用不能被害賠償責任補償約款固有	(1) 修理ミスまたは加工ミスにより発生した財物の損壊により生じた使用不能被害 (2) 委託者に引き渡された後に財物の損壊が発見された受託自動車に関する使用不能被害 (3) 受託自動車に損傷等または紛失が発生したことを自動車の所有者が知った日からその日を含めて3日以内に生じた使用不能被害 など
借用不動産賠償責任補償約款固有	(1) 汚損、擦り傷、塗料の剥がれなどの単なる外形上の損傷であって、借用不動産の機能に直接影響のない財物の損壊 (2) 被保険者が借用不動産を貸主に引き渡した後に発見された財物の損壊 (3) 借用不動産の改築、増築、取りこわしなどの工事に起因する損害 など
人格権侵害・宣伝障害に関する事由	(1) 被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて被保険者以外の者によって行われた犯罪行為(過失犯を除きます。) (2) 採用、雇用または解雇に関して行われた行為 (3) 最初の不当行為がご契約期間(保険期間)が開始する前になされ、その継続または反復として行われた行為 (4) 広告宣伝、放送、出版を業とする被保険者により行われた行為 <b>【宣伝障害についてのみ適用】</b> (1) 契約違反 (2) 宣伝された品質または性能に商品、製品またはサービスが適合しないこと (3) 商品、製品またはサービスの価格表示の誤り など
第三者医療費用に関する事由	(1) 「身体の障害・財物の損壊に関する事由」の補償区分共通の(1)から(7)までの事由 (2) 医療費用または葬祭費用を受け取るべき者の故意、自殺行為、犯罪行為または闘争行為 (3) 被害者の父母、配偶者、子または同居の親族の行為 (4) 被害者の心神喪失、妊娠、出産、早産、流産または外科的手術その他の医療処置 (5) 「身体の障害・財物の損壊に関する事由」の補償区分施設・業務遂行リスク固有の(1)から(3)までの事由 (6) 「身体の障害・財物の損壊に関する事由」の補償区分製造物・完成(引渡)作業リスク固有の(1)および(4)の事由 (7) 施設を継続的に占有している者またはその者の業務の従事者が被った身体の障害 (8) 運動競技に参加している者が被った身体の障害 など

身体の障害・財物の損壊に関する事由

お支払いする保険金の種類と内容

保険金の種類*1	内 容		自己負担額 適用有無	
①損害賠償金	損害賠償請求権者(被害者)に対して支払った損害賠償金です。損害賠償金の支払いにより代位取得するものがある場合は、その価額を控除します。「補償区分」と、「対人対物事故区分」とおよび「1事故・ご契約期間中(保険期間中)区分」ごとに「②損害防止費用」および「③権利保全費用」と合算して、それぞれ契約申込書の保険金額欄に記載されるご契約金額(保険金額)を限度としてお支払いします。ただし、次の被害の内容については、それぞれのご契約金額(保険金額)の限度内(内枠)で個別のお支払限度額が設定されています。		あり	
	補償区分	被害の内容		お支払限度額
	製造物・完成(引渡)作業リスク	記名被保険者の製造物自体および完成または引き渡した記名被保険者の作業自体の被害		「製造物自体の被害」と「作業自体の被害」を合算して、ご契約期間(保険期間)を通じて、1,000万円または製造物・完成(引渡)作業リスク対物区分または対人対物共通区分の「1事故保険金額×10%」のいずれか低い額
	受託物リスク	受託物の損傷等・紛失・盗取・詐取		受託物の時価*2
		受託物の損傷等・紛失・盗取・詐取＋使用不能被害		受託物の時価*2＋100万円
	受託自動車賠償責任補償約款	受託自動車の損傷等・紛失・盗取・詐取＋盗取・詐取の結果生じる使用不能被害		受託自動車の時価*2
	受託自動車使用不能被害賠償責任補償約款	受託自動車の損傷等・紛失の結果生じる使用不能被害		1台につき10万円
借用不動産賠償責任補償約款	借用不動産の損傷等・紛失・盗取・詐取	借用不動産の時価*2		
	借用不動産の損傷等・紛失・盗取・詐取＋使用不能被害	借用不動産の時価*2＋100万円		
受託現金・貴重品賠償責任補償約款	受託現金・貴重品の損傷等・紛失・盗取・詐取	受託現金・貴重品の時価*2		
②損害防止費用	事故が発生した場合に、損害の発生および拡大の防止のための費用(回収費用や石油拡散防止費用は除きます。)のうち必要または有益であった費用です。		あり	
③権利保全費用	第三者に対して、損害賠償請求権を有する場合に、その権利の保全または行使に必要な手続きをするために被保険者が支出した費用です。		あり	
④争訟費用	損害賠償責任の解決のために支出した訴訟費用、仲裁費用、調停費用、弁護士費用などです。「①損害賠償金」の額がご契約金額(保険金額)を超過する場合は、争訟費用の額に「ご契約金額(保険金額)の①損害賠償金の額に対する割合」を乗じた額をお支払いします。なお、この費用の支出にあたっては、日本興亜損保の書面による同意が必要です。		なし	
⑤協力費用	日本興亜損保が損害賠償請求の解決にあたる場合に、日本興亜損保の求めに応じて被保険者がこれに協力するために要した費用のうち、直接支出した費用です。		なし	
⑥初期対応費用	事故が発生した場合に、初期対応のために支出した費用(事故現場保存費用、事故原因調査費用、事故現場片づけ費用など)です。ご契約期間(保険期間)を通じて500万円を限度とします。ただし、事故原因調査費用については、1回の事故につき30万円を限度とします。なお、この費用の支出にあたっては、日本興亜損保の承認が必要です。		なし	
⑦争訟対応費用	損害賠償責任の解決のために支出した意見書または鑑定書作成のために必要な費用、超過勤務手当(通常支払われるべき金額を除きます。)などです。ご契約期間(保険期間)を通じて1,000万円を限度とします。なお、この費用の支出にあたっては、日本興亜損保の書面による同意が必要です。		なし	
⑧第三者医療費用	業務遂行による事故、所有または賃借する施設もしくはその施設に隣接する道路上での事故、または製品または完成もしくは引き渡した作業が原因の事故により第三者*3に身体障害が発生した場合、損害賠償責任の有無にかかわらず支出した医療費用または葬祭費用です。被害者1名について50万円を限度、ご契約期間(保険期間)を通じて1,000万円を限度とします。なお、この費用の支出にあたっては、日本興亜損保の同意が必要です。 【ご注意】第三者医療費用をお支払いした後に、法律上の損害賠償責任を負担された場合は、既にお支払いした第三者医療費用は「①損害賠償金」に充当されます。		なし	
⑨対人見舞費用 対物臨時費用	対人事故が発生した場合に、慣習として支出した見舞金、見舞品の購入費用や、対物事故が発生した場合に臨時に必要な費用です。下記の表の額を限度とします。なお、これらの費用の支出にあたっては、日本興亜損保の書面による同意が必要です。		なし	
		被害者1名(法人の場合は1法人)限度額		ご契約期間中(保険期間中)限度額
	対人見舞費用	死亡の場合 10万円 死亡以外の場合 2万円		1,000万円
対物臨時費用	— 2万円			
【ご注意】受託物リスク(受託自動車賠償責任補償約款、受託自動車使用不能被害賠償責任補償約款、借用不動産賠償責任補償約款および受託現金・貴重品賠償責任補償約款を含みます。)、人格権侵害・宣伝障害に関する事項では、お支払いの対象となりません。				

\*1 ②から⑦まで、および⑨の保険金については、結果的に被保険者に損害賠償責任がないことが判明した場合でもお支払いの対象となります。

\*2 財物の損壊が発生した地および時において、財物の損壊がなければ有したであろう価額をいいます。

\*3 貴社およびその下請負人ならびにこれらの方の役員および従業員を除きます。

ご契約時における注意事項(告知事項)

ご契約時には、告知事項について、事実を正確にお申し出ください。貴社には、告知事項について事実を正確に申し出いただく義務(告知義務)があります。なお、この保険の告知事項は「契約申込書の記載事項」となります。保険料の算出の基礎となる売上高(消費税込み)、面積などの数値(保険料算出の基礎数値)や業務の内容については、誤りがないよう特にご注意ください。また、告知事項の内容が事実と相違している場合には、ご契約を解除させていただくことや保険金をお支払いできないことがあります。

●保険料(分割払の場合は第1回保険料)はご契約と同時に払い込みください。保険料をお払い込みいただいた際は、日本興亜損保所定の保険料領収証を交付しておりますのでご確認ください(「初回保険料の口座振替」をご利用の場合は保険料領収証を交付していません。)。なお、ご契約期間(保険期間)が始まった後でも、保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金をお支払いできません。

●ご契約者と記名被保険者が異なる場合、このパンフレットに記載された内容を必ず記名被保険者にもお読みいただくようお願いいたします。なお、このパンフレットでは、「貴社」が「記名被保険者」となるものとしてご説明しています。

●このパンフレットは、「ワイドプラン特約付総合賠償責任保険\*4」の概要をご説明したものです。詳しくは、「普通保険約款・特約集」をご用意しておりますので、取扱代理店または日本興亜損保までお問い合わせください。

\*4 「施設・業務遂行賠償責任補償約款」、「製造物・完成(引渡)作業賠償責任補償約款」のいずれか、または両方が「総合賠償責任保険普通保険約款」にセットされます。

●ご契約に際しては、契約申込書付属の「重要事項説明書」を必ずご覧ください。

●ご契約手続その他ご不明な点につきましては、取扱代理店または日本興亜損保までお問い合わせください。

●取扱代理店は、日本興亜損保との委託契約に基づき、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務などの代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、日本興亜損保と直接契約されたものとなります。

●保険証券はご契約後にご契約者宛てにお届けします。内容をご確認のうえ、大切に保管してください。ご契約後1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、最寄りの日本興亜損保までご連絡ください。



日本興亜損害保険株式会社

〒100-8965 東京都千代田区霞が関3-7-3  
 お客様サポート室 0120-919-498  
 受付時間：平日の9:00～20:00/土日、祝日の9:00～17:00  
 (12/31～1/3を除きます。)  
 ホームページアドレス <http://www.nipponkoa.co.jp>

●お申込み・お問合せは下記の取扱代理店まで 目 2 番 103 号

日通商事株式会社大阪支店  
 保 險 部  
 電話 (06) 6453-5221  
 FAX (06) 6453-9896